

本県では、関係部局や国の機関と連携し、情報の共有を図るとともに、環境面からは、①特定粉じん排出等作業の現場への立入・指導、②一般環境大気中の石綿濃度の測定を実施するなど大気中への石綿飛散防止に努めています。

◆大気環境中のアスベスト濃度の調査結果(平成27年度)

調査時期	調査地域数	調査地点数	調査結果
夏期	6地域	12地点	<0.056~0.50本/ℓ
冬期	6地域	12地点	0.056~0.79本/ℓ

(参考)  
WHO 環境保健クライテリア:「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下~10本/ℓであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿曝露による中皮腫および肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」

●オゾン層保護対策

オゾン層破壊物質であり、また、地球温暖化の防止を図るためのフロン対策として、本県では、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)により、冷媒用フロンを大気中に放出しないよう指導しています。

また、フロンを使用した業務用冷凍空調機器については、平成27年(2015年)4月より定期点検の実施等、機器の管理方法について新たな義務が規定されたため、説明会の開催等、関係事業者への啓発を行っています。

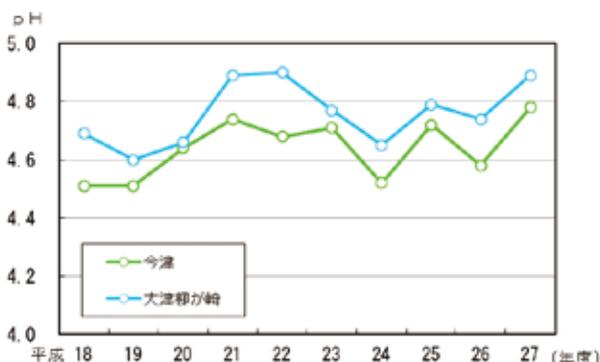
本県におけるフロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者などの登録数については、業務用冷凍空調機器関係を取り扱う第一種フロン類充填回収業者が平成27年度末現在で895業者となっており、これらの登録業者によりフロン回収等が行われています。

●酸性雨

酸性雨とは、工場や自動車から排出されたいおう酸化物や窒素酸化物などが、大気中で酸化されて強酸となり雨や雪などに取り込まれる現象です。酸性雨による湖沼の酸性化や森林、文化財への影響だけでなく、近年は、大陸からの汚染物質の流入の影響も懸念されています。

本県では雨水に溶け込んでいる物質の状況を知るため、平成2年度からpHやイオン成分の調査分析を行ってきました。年平均pHは4.45~4.90の範囲にあり、経年的な低下傾向はみられません。

◆pHの地点別年間平均値の推移



化学物質対策の推進

〈環境政策課〉

●化学物質による環境リスク対策の推進

私たちの身の回りには、化学物質から作られた様々な製品があり、日常生活にはなくてはならないものになっています。反面、その生産の過程などで多種多様な化学物質が環境中に排出されており、私たちの健康や生態系などへの悪影響が心配されています。

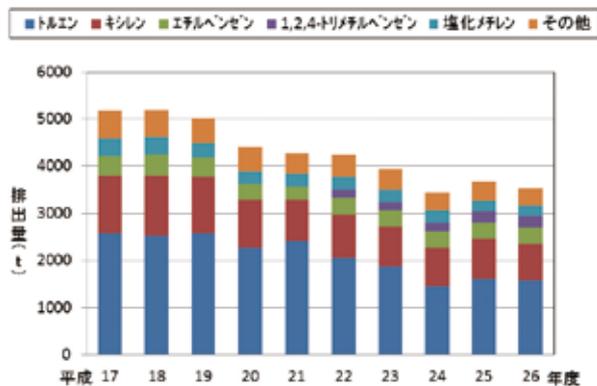
このような化学物質の適正な管理のため、平成11年(1999年)7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が制定され、これに基づく取扱い事業場からの報告に基づき環境中に排出された化学物質の種類や量などが公表されています。

また、化学物質の多くは、その有害性の程度や環境中での挙動などについて未解明な部分も多いことから、従来のように基準を定めて使用や排出を規制するような対策だけではなく、健康被害や生態系への悪影響が発生するおそれ(リスク)を小さくするために化学物質の適正な管理の促進やより安全な代替物質に転換するなどの「環境リスク管理」の導入を進める必要があります。

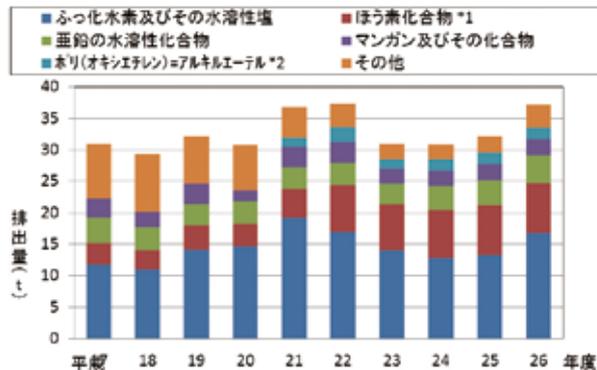
さらに、環境中の化学物質に関する情報などがわかりやすく発信され、県民、NPO、事業者、行政などが共有し、それぞれが環境リスクの低減に向けた具体的な取組を進める「環境リスクコミュニケーション」の実施も求められています。

◆化学物質別届出排出量(平成26年度)

・大気への排出



・公共用水域への排出



\*1 平成17年~平成21年度については「ほう素及びその化合物」  
\*2 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る

## ●ダイオキシン類対策

本県では、平成12年(2000年)に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質・底質、地下水および土壌のダイオキシン類による汚染状況の常時監視調査を実施しています。

平成27年度の調査結果は次のとおりであり、地下水1地点を除き、環境基準と比較して十分低い状況にあります。

今後も調査を継続し、実態把握に努めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法の適正な運用を図り、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。

### ◆ダイオキシン類調査結果(平成27年度)

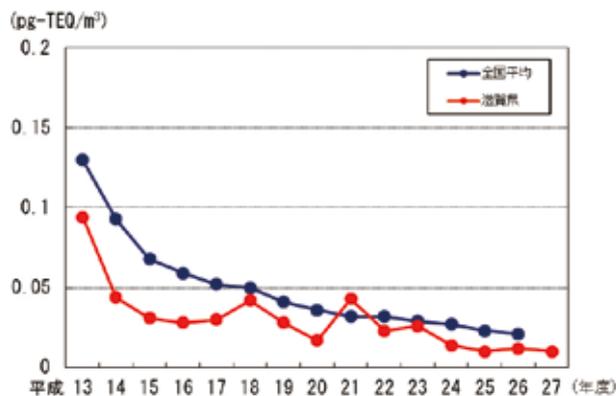
調査対象	ダイオキシン類の濃度		備考
	平均値	範囲	
大気 地点数: 8(3)	0.010 (0.010)	0.0063~0.022 (0.0063~0.013)	環境基準値:0.6 全国調査結果(平成26年度) 平均値0.021(0.0036~0.42)
水質 琵琶湖 地点数:2	0.049	0.048~0.050	環境基準値:1.0 全国調査結果(平成26年度) 平均値0.18(0.012~2.1)
河川 地点数: 8(5)	0.066 (0.069)	0.052~0.092 (0.054~0.092)	
底質 琵琶湖 地点数:2	12.5	12~13	環境基準値:150 全国調査結果(平成26年度) 平均値6.4(0.068~660)
河川 地点数: 8(5)	0.87 (1.1)	0.18~2.7 (0.18~2.7)	
地下水 地点数: 10(4)	0.092 (0.053)	0.043~0.29 (0.043~0.077)	環境基準値:1.0 全国調査結果(平成26年度) 平均値0.05(0.012~1.0)
土壌 地点数: 10(4)	0.28 (0.15)	0.0026~2.9 (0.0027~0.52)	環境基準値:1.000 全国調査結果(平成26年度) 平均値2.3(0~100)

注) 県内全域についてのデータ(括弧内は大津市調査分)

出典: 平成26年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(環境省)

注) ・大気は、各地点ごとに年2回実施した調査結果。  
・単位は、大気が pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水質、地下水が pg-TEQ/l、底質、土壌が pg-TEQ/g。

### ◆ダイオキシン類の大気中濃度(全地点平均)の推移



注) ・毒性等価係数: 平成19年度以前は WHO-TEF(1998)を、平成20年度以降は WHO-TEF(2006)を使用。  
・平成19年度までは年4回、平成20年度以降は年2回の測定。

## 騒音・振動・悪臭対策の推進(環境政策課)

### ●騒音・振動対策

騒音・振動は、不快感や安眠妨害をもたらし、各種公害のなかでも日常生活に関係の深いものです。

騒音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、飲食店、建設作業、交通機関、生活騒音などがあり、平成26年度には114件の苦情が県や市町に寄せられました。

振動の苦情は、平成26年度は12件寄せられており、その多くが建設作業によるものでした。



騒音の大きさの例

### ◆騒音に関する環境基準

環境基準 類型	環境基準の値 (昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))		
	一般の地域	道路に面する地域 (交通騒音が支配的音源の地域)	幹線道路近接区間 ・2車線以下:15m ・2車線超:20m
A 類型	55/45 (1車線道路に面する 地域を含む)	60/55 (2車線以上)	70/65 (屋内基準値 45/40)
B 類型		65/60 (2車線以上)	
C 類型	60/50	65/60 (1車線以上)	

注) A 類計の地域は、専ら住居の用に供される地域

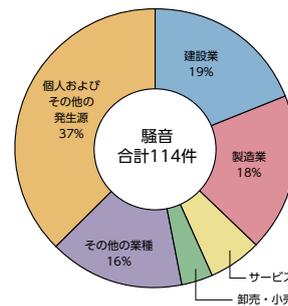
B 類型の地域は、主として住居の用に供される地域

C 類型の地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準類型は県内に適用される類型のみを記載

幹線道路: 高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市町村道

### ◆騒音苦情件数の構成比(平成26年度)



### ■発生源対策

「騒音規制法」および「振動規制法」に基づき、生活環境を保全するため騒音および振動を防止すべき地域が市町により指定され、騒音・振動発生施設を設置する工場や著しい騒音・振動を発生する建設作業に規制基準が定められています。

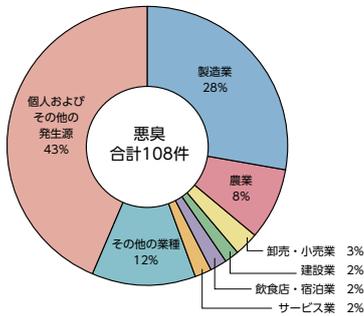
### ●悪臭対策

悪臭が人に与える影響は、主に不快感などの感覚的影響が中心で、悪臭の感じ方には個人差があり、健康状態にも左右されます。

「悪臭防止法」では、生活環境を保全するため悪臭を防

止すべき地域が市町により指定され、工場・事業場などに規制基準が定められており、悪臭物質（22物質）の濃度による規制と、人の嗅覚を用いて臭いを相対的に測定する方法を用いた臭気指数による規制のいずれかが地域の実態に応じて導入されています。

◆悪臭苦情件数の構成比(平成26年度)



自主管理の促進

〈環境政策課〉

本県では、工場事業場への立入調査を実施し、水質汚濁防止法等の公害関係法令の遵守、油類の漏えいなどの環境汚染事故の未然防止のための取組みについて啓発等を行っています。また、事故発生時には拡散防止等の初動が重要なため、連絡体制の整備や定期的な訓練の実施等についてもアドバイスを行っています。

平成27年度は、県内の208事業場に立入調査を実施し、法令遵守に関するものや自主管理の促進に関するものとして、1040件の指導・助言を行いました。

環境自治が根付いた社会へ

〈環境政策課〉

●環境影響評価制度

大規模な開発事業などを行う場合、それが環境に与える影響について、「環境影響評価法」、「滋賀県環境影響評価条例」に基づき、事業者自らが事前に大気質、騒音、水質、生態系、文化財などの項目について、調査・予測・評価を行い、環境の保全を図るための制度です。

事業者は、条例で定める方法書や準備書などの各段階で、公告・縦覧などにより、住民に情報を公開するとともに、意見を求め、環境に最大限配慮して事業を進めます。平成27年度は1件の評価書が公告されました。

◆手続きのあらまし

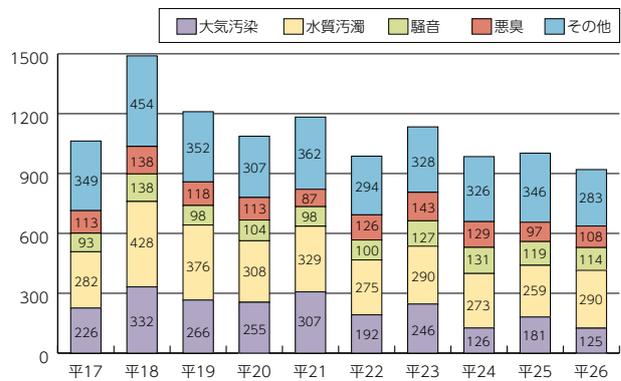


●公害苦情および公害審査会

平成26年度に、県および市町が新規に受理した公害苦情件数は920件で、過去5年間では横ばい傾向にあります。このうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は656件でした。典型7公害のうち水質汚濁（290件）が一番多く、次いで大気汚染（125件）、騒音（114件）、の順になっています。

また、苦情処理によって解決できない公害に関する紛争を、迅速、適正に解決するために、「公害紛争処理法」に基づいて紛争処理制度が設けられています。本県では、学識経験者など10名で構成される滋賀県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。昭和45年（1970年）の設置以来これまでに35件（平成27年度末時点）の調停手続きを行っています。

◆公害苦情件数の推移



●環境自治委員会

健全で質の高い環境の確保を図るため、本県が行う事務や事業について、環境保全上適切に実施されていないと考えられる場合、県民は「滋賀の環境自治を推進する委員会（環境自治委員会）」に審査の申し立てを行うことができます。

環境自治委員会は、この申し立てを受けて、事務や事業の実施について調査審議し、是正が必要な場合には知事などに対して勧告を行うことができます。知事などは勧告を尊重して適切な措置を講じなければならないことになっています。平成27年度末までに9件の申し立てがありました。

●環境自治

滋賀県では、地域の環境と深い関わりを持つ住民が中心となって、事業者や行政との協働により、地域に根ざした環境の保全・創造の取組を進めていくことを「環境自治」として、環境政策の基本概念に位置づけています。

第7章 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組の推進

2R(リデュース・リユース)の強化等に取り組みます。

〈現況〉

本県では、「循環型社会」(廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用の取組により、新たに採取する資源を少なくした、環境負荷の少ない社会)を構築するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)に重点を置いたうえで、再生利用(リサイクル)とともに3Rの推進に取り組んできました。

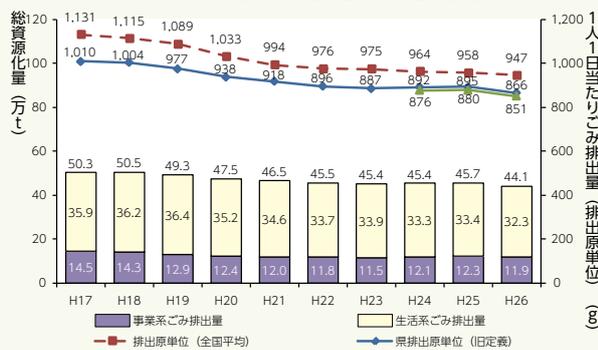
一般廃棄物<sup>(※)</sup>については、容器包装廃棄物の削減やグリーン購入をはじめとする取組および家庭や事業所に対する普及啓発の取組等により、排出量は概ね減少傾向にあります。近年、事業系一般廃棄物についてやや増加がみられたところです(図表32)。

次に、総資源化量は平成19年度以降減少傾向にあり、再生利用率は平成19年度から平成25年度まで概ね横ばいとなり、平成26年度には上昇しています(図表33)。近年、総資源化量の減少や再生利用率の低下がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、小売店等での店頭回収(資源回収の取組)の拡大によって行政回収量に計上されない資源物が増加したことなどの影響があると推測されます。

一方、一般廃棄物焼却施設については、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い状況にあり、本県の余熱利用率は68%と全国平均値の92%を下回っています。

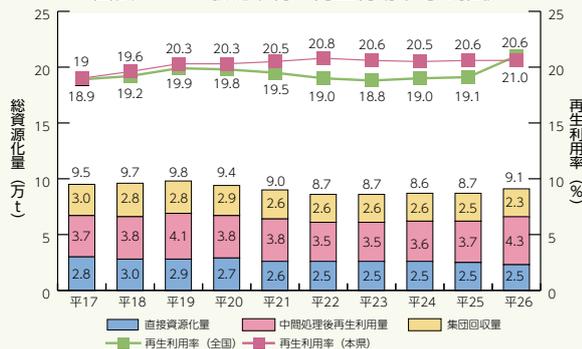
また、最終処分量は約4.8万t(平成26年度)となり、近年鈍化していますが、概ね減少傾向にあります。

図表32 一般廃棄物の排出量等の推移



(注)住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、平成24年度より新定義による数値も併記。(旧定義:総人口に外国人人口を含まない。新定義:総人口に外国人人口を含む。)

図表33 一般廃棄物の再生利用率等の推移



一方、産業廃棄物<sup>(※)</sup>の排出量は、景気動向に左右される面がありますが、近年概ね横ばいとなっています(図表34)。

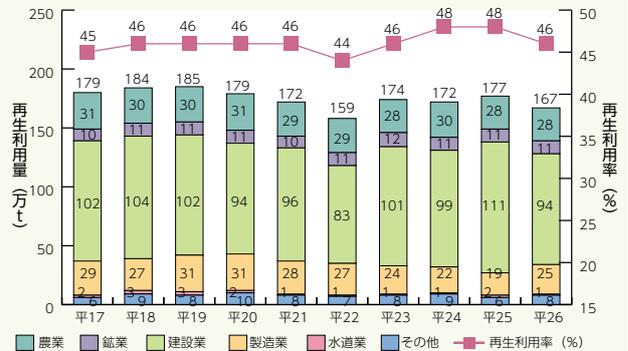
総資源化量および再生利用率は、ともに平成22年度以降平成25年度まで概ね増加傾向にありましたが、平成26年度には減少しています(図表35)。これは、再生利用率の高い建設業から排出されるがれき類の増減が全体の再生利用率の高低に連動している影響と考えられます。

また、最終処分量は、平成23年度以降減少傾向にありましたが、約8.6万t(平成26年度)に増加しています。

図表34 産業廃棄物の排出量等の推移



図表35 産業廃棄物の再生利用率等の推移



〈課題および今後の取組〉

廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R(リデュース・リユース)を推進することが重要です。あわせて、発生した廃棄物を資源として循環させるリサイクルを進めるとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため適正処理を引き続き徹底する必要があります。

そのため、2Rの取組の強化を図るとともに、引き続きリサイクルの取組を促進します。また、廃棄物の適正処理の推進や災害廃棄物の処理体制の強化等に取り組めます。

■2R(リデュース、リユース)の取組の強化

ごみは主に私たちの日常生活から発生するため、家庭や事業所等での様々な場面で削減を進める必要があります。容器包装もその一つであり、用途上、利用後は廃棄

されやすいため、その使用自体を抑制することが重要です。レジ袋については、これまで小売店の協力のもとマイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促すことで使用量の削減を進めてきました。今後はレジ袋削減を食品関連売場以外に広めるほか、レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減、さらにはマイボトルの利用やリユースショップ・修理店などの情報提供をはじめとするリユースの取組推進を図ります。

また、家庭や事業所から生じる食べ残しや売れ残りなどの食品ロスの発生量は、国全体で約632万t(平成25年度)と推計されています。

食べられる食品の廃棄は、もったいないことであるとともに、環境負荷(CO2発生等)にもつながり、大きな課題となっていることから、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」において新たに食品ロス対策に取り組むこととしています。

今後、市町や飲食店、宿泊施設等と連携し、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食べ残りの普及啓発を行います。また、廃棄される食品の削減に向けた情報提供を通して事業者から排出される食品ロスの削減を推進します。さらに、県民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を進めます。なお、こうした食品ロス削減運動の展開に当たり、県職員の率先行動に取り組めます。

産業廃棄物においては、事業者等による自主的な取組をさらに促進することが重要であることから、発生抑制等にかかる研究開発および施設整備の促進や、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定に係る指導、排出事業者に対する普及啓発などに引き続き取り組みます。

### ■ リサイクルの取組の推進

一般廃棄物については、焼却される廃棄物に紙類が一定程度含まれている状況から、再生利用可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。そのため、自治会等が行う集団回収に加えて、小売店等での店頭回収など、多様な回収ルートの確保や周知に取り組めます。

また、容器包装や家電、食品等において、国や業界団体による各種リサイクル法や回収体制の整備が進んだことから、引き続きこれら回収ルートを周知するとともに、近年施行された小型家電リサイクル法のさらなる普及・定着化を進めます。

一方、産業廃棄物については、再生利用量、再生利用率ともに平成26年度には減少しましたが、さらなる推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係る研究開発・施設整備の促進等に取り組めます。あわせて、再生資源の循環利用が促進されるよう、滋賀県リサイクル認定製品の利用拡大等を図り、事業者におけるリサイクルを促進します。

### ■ 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理にあたっては、環境負荷や生活環境への影響を最小化するよう、適正に処理を行う必要があります。

そのため、廃棄物処理施設等の監視指導を引き続き徹底するほか、優良な処理業者の育成や電子 manifests の普及など適正な処理が推進される環境づくりを

進めます。また、アスベストやPCB、感染性廃棄物といった人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物については、処理において特に配慮が必要であるため、適正処理を徹底します。特にPCB廃棄物については、定められた期限内の処理完了を推進するため、掘り起こし調査等を実施します。

県内の不法投棄発生件数については減少傾向にあるものの、未だ後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携して監視指導の徹底を図ることで不適正処理事案のうち新規発生件数の年度内解決率85%以上を維持するなど、不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます(図表36)。

図表36 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率



一方、本県では、一般廃棄物の最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターに、産業廃棄物の最終処分は県内唯一の管理型産業廃棄物処分場であるクリーンセンター滋賀に依存している状況であることから、最終処分量の抑制や最終処分場の確保に引き続き取り組みます。あわせて、市町等が設置する一般廃棄物処理施設においては、地球温暖化防止の観点から省エネルギーや創エネルギーに配慮した施設整備等を促進します。

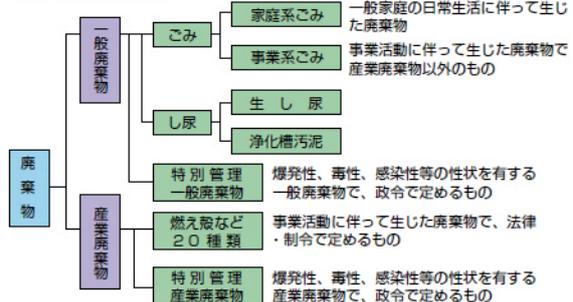
また、災害発生時には、通常の廃棄物の収集・処分が困難となるほか、大量に残された廃棄物が復旧・復興の妨げになるといった事態も想定されるため、災害廃棄物対策については平時から必要な体制を整えておくことが重要です。そのため、これまで災害発生時の支援等にかかる協定を関係団体と締結するなど、災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んできましたが、今後は、災害廃棄物処理計画の策定をはじめ、より一層の充実強化を図ります。

### ※一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみやし尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町の責任、産業廃棄物については事業者の責任で適正に処理することとなり、各々の状況にあった取組を展開しています。

#### ◆ 廃棄物の分類



## 3R(発生抑制、再使用、再生利用)等の推進

### ●循環型社会形成のための法律等

平成13年(2001年)に施行された循環型社会形成推進基本法により、形成すべき「循環型社会」の姿が示され、その後、循環型社会形成推進基本計画の策定や、容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法が順次整備されています。平成25年4月には小型家電リサイクル法が施行され、小型電子機器等のリサイクル促進の法的枠組みが整えられました。

### ●滋賀県廃棄物処理計画

〈循環社会推進課〉

#### ◆第三次滋賀県廃棄物処理計画の目標の達成状況

これまで「第三次滋賀県廃棄物処理計画」(平成23年度～平成27年度)に基づき、発生抑制や再使用に重点を置く3Rや廃棄物の適正処理を進めてきました。

〈減量に係る目標〉

##### ①一般廃棄物

		実績値					目標値	達成状況
		H23	H24	H25	H26	H27	H27	
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	887	892	895	866	-	910	達成
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	98	99	98	94	-	95.0	達成

##### ②産業廃棄物

		実績値					目標値	達成状況
		H23	H24	H25	H26	H27	H27	
最終処分量	万t	9.0	8.5	7.9	8.6	-	10	達成

〈その他取組に係る目標〉

		実績値					目標値	達成状況
		H23	H24	H25	H26	H27	H27	
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	49	51.6	89.2	89.7	89.9	80	達成
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	%	99.7	100	100	100	100	100	達成
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	40.8	-	50	未達成
定点観測による 散在性ごみ個数	個	15	16	11	13	10	12.6	達成
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	77.8	86.4	89.1	85.0	86.8	80	達成

#### ◆第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定・推進

第三次計画の目標の達成状況や廃棄物処理の現状、課題、将来予測等を踏まえて、平成32年度までの目標や施策の方向性を定めた「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を平成28年7月に策定しました。

今後、この計画を踏まえ、より一層のごみ減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けた2R(リデュース・リユース)の取組強化およびリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進します。

〈減量に係る目標〉

##### ①一般廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
1人1日当たり ごみ排出量	851g(H26) 866g※	870g(H32)	820g(H32)
1人1日当たり 最終処分量	92g(H26) 94g※	95g(H32)	82g(H32)

※現状の上段は新定義、下段は旧定義の数値

##### ②産業廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
産廃の最終処分量	8.6万t(H26)	8.5万t(H32)	7.4万t(H32)

〈その他取組に係る目標〉

目標項目	現状	目標値等
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	89.9%(H27)	80%以上(計画期間中)
電子マニフェスト利用率	40.8%(H26)	50%以上(計画期間中)
廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入 検査実施率	100%(H27)	100%(計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	86.8%(H27)	85%以上(計画期間中)
定点観測による散在性ごみ個数	10個(H27)	11.3個以下(計画期間中)
「滋賀県災害廃棄物処理計画」の策定	未策定(H27)	計画策定(H29)

今後の取組のうち、廃棄物の減量化では、食品ロス削減やリユース(物を廃棄せずに再使用)のさらなる推進等に取り組みます。

再生利用では紙ごみの分別徹底やグリーン購入普及、各種リサイクル制度の普及啓発、店頭回収の利用促進、リサイクル認定製品の利用促進等に取り組みます。

また、廃棄物の適正処理では、県民の生活環境保全のため引き続き廃棄物処理体制の確保や監視指導等の徹底に取り組むほか、災害時に大量発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、災害廃棄物処理体制の充実強化に取り組みます。

### ●リサイクル製品認定制度 (ビワクルエコシップ)

〈循環社会推進課〉

各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロ・エミッションの取組が行われていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題もあります。この制度は、循環資源(廃棄物や製造過程で発生する副産物)から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、事業者や県民の利用を促進するとともに、県自らが公共事業などを通じて率先利用に努めるものです。平成28年(2016年)3月末現在でコンクリート二次製品、改良土、堆肥などの258製品を認定しています。

この制度の運用により、グリーン購入推進や優れた技術を持つ優良企業の育成、県内産業の育成・振興が期待されます。



### ●家畜排せつ物の現状と対策

〈畜産課〉

県内で1年間に発生する家畜排せつ物の量は、平成27年度畜産経営環境保全等実態調査によると、乳用牛が56千t、肉用牛が168千t、豚が12千t、鶏が23千tで、合計259千tと推定されています。これらの排せつ物は良質な有機質資源であり、ほぼ全量が農用地の土づくりに利用され、農作物の生産に活用されています。

本県では「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の観点から、平成28年3月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定しています。良質な堆肥化処理と併せて地域環境に配慮した有機質資源の循環が進むよう耕畜連携の取組を推進していきます。

### ●廃棄物の適正処理の確保

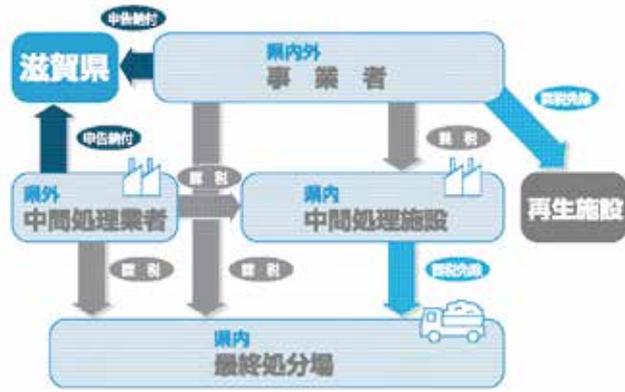
〈循環社会推進課〉

### ●滋賀県産業廃棄物税条例

平成15年(2003年)3月に、事業所からの産業廃棄物の資源化などを進めることを目的として、「滋賀県産業廃棄物税条例」を制定しました。納付された税を産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理などを図るための費用に充てることで循環型社会づくりへの取組を一層推進していきます。

産業廃棄物税は、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を1年間に500tを超えて搬入した事業者が申告納付するもので、平成27年度の税収額は約4,727万円となっています。

◆産業廃棄物税の課税対象と申告納付

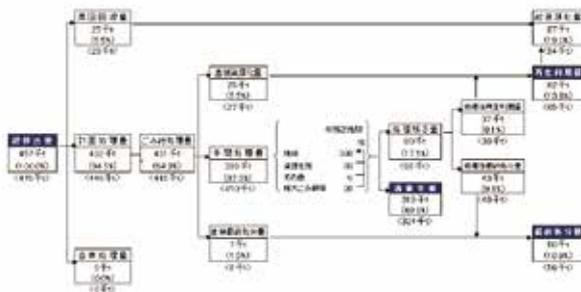


●一般廃棄物対策の推進

平成26年度のごみ総排出量は44.1万t、1人1日当たりごみ排出量は851g(旧定義866g)で、平成23年度以降やや増加しましたが概ね減少傾向にあり(図表32参照)、総資源化量は9.1万t、最終処分量は4.8万tとなっています(図表33参照)。

循環型社会形成のため、発生抑制(リデュース)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)を一層進める必要があります。

◆ごみ処理の状況(平成26年度)



- ※1 < >内の数値は平成20年度値
- 2 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。
- 3 計画処理量は平成25年度に収集された量、ごみ総処理量は平成25年度に施設で処理された量であり、両者は一致しない。

●産業廃棄物対策の推進

平成26年度における産業廃棄物の総排出量は361万tとなり、前年度よりやや減少しています。排出量は建設業が最も多く、次いで水道業、製造業となっています(図表34参照)。

産業廃棄物の適正処理の推進するため、平成21年(2009年)4月に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を施行し、要綱に基づき、産業廃棄物処理業の許可審査や処分業者などへの立入検査、的確な行政指導、厳格な行政処分などを行っています。

また、最終処分場などの処理施設の新たな整備が困難なことから、産業廃棄物の発生抑制や再生利用を進めるとともに処理施設の確保に努めることも必要です。

◆産業廃棄物焼却施設および最終処分場数

(平成28年(2016年)3月末)

	自社	処理業	計
焼却施設	3(3)	12(11)	15(14)
管理型最終処分場	2(0)	2(1)	4(1)
安定型最終処分場	3(1)	12(7)	15(8)

( )内は、稼働中の施設数

●PCB 廃棄物の期限内処理の推進

有害物質であるPCBを含む廃棄物は、法律で保管のための届出と期限内処理が義務付けられています。

本県では、未届のPCB廃棄物保管事業者の把握調査を行うとともに、全ての保管事業者が期限内処理を完了できるよう情報提供や適切な指導を行っています。

●自動車リサイクルの推進

平成17年(2005年)1月から施行された自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再生資源などのリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレグダストの適正処理を義務づけています。

◆自動車リサイクル法に基づく登録・許可を受けた引取業者等件数

業種	県内登録・許可件数
引取業	456
フロン類回収業	146
解体業	45
破碎業	10

(平成28年(2016年)3月末)

●容器包装リサイクルの推進

家庭ごみの約55%(容積比)が容器包装廃棄物と推計されています。

本県では、平成25年(2013年)8月に第7期滋賀県分別収集促進計画を策定しました(平成27年(2015年)9月に変更)。この計画は、県内市町の分別収集計画を取りまとめたもので、今後、無色ガラス製容器などの分別収集見込み量が減少する一方、段ボールでは増加する見込みとなっています。

◆市町の分別収集見込み量の年度別推移

(単位:t)

●再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
無色ガラス製容器	3620.1	3614.4	3605.9	3601.1	3596.6
茶色ガラス製容器	2776.9	2772	2777.1	2758.9	2752.9
その他ガラス製容器	924	922	920.8	911.7	907.8
その他紙製容器包装	90.2	90.8	91.3	91.8	92.3
ペットボトル	3113.5	3126	3143.5	3164	3147.6
その他プラ製容器包装	7176.2	7182.4	6923.1	6928.6	6932.8
うち白色トレイ	155.5	155.5	155.7	155.7	155.8

●有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スチール製容器	1924.8	1924.4	1925.9	1928.9	1928.7
アルミ製容器	870.5	862.2	861.9	861.3	859.8
段ボール	4014.8	4022.6	4038.7	4054.8	4059.3
紙バック	172.9	173.2	173.7	173.9	174.2

●不法投棄対策の推進

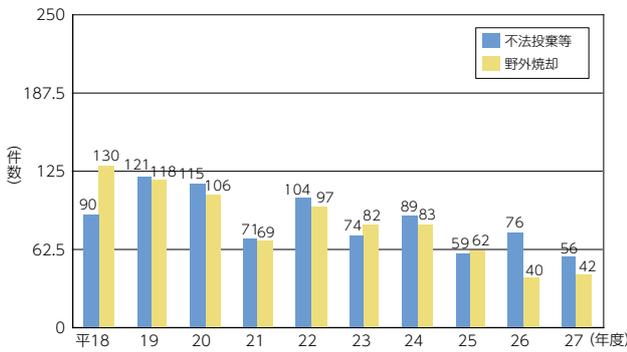
産業廃棄物の不法投棄などは跡を絶たず、人目につかない場所・時間帯での不法投棄や埋立・造成工事への廃棄物の混入など、その手口は悪質・巧妙化しています。

こうした不法投棄などは、早期に発見して被害の拡大を防止し、行為者に対し迅速かつ厳正に対応して、早期解決を図る必要があります。

本県では、情報提供のための不法投棄110番の設置や、平日に加えて休日・早朝・夜間のパトロール、ヘリコプターを使った空からの監視による早期発見に努め、市町や警察などと連携した早期対応を図っています。新たに発生した事案については、年度内の解決をめざして取り組んでおり、平成27年度の解決率は、85%以上の目標に対し90.8%でした。本年度も85%以上を目標に取り組んでいます。

また、毎年10月を不法投棄防止強調月間に定め、各種啓発活動や産業廃棄物運搬車両の路上検査などを実施し、不法投棄の撲滅運動や不法投棄されない地域づくりに取り組んでいます。

### ◆不法投棄等の新規発生件数



※平成21年度以降は中核市になった大津市の件数を含まない。

### ●クリーンセンター滋賀の運営

公益財団法人滋賀県環境事業公社が甲賀市に整備した公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」が、平成20年(2008年)10月より稼働しています。

本施設は、廃棄物の適正処理や企業立地のための産業基盤の確保、大規模災害時の対応などの観点から整備を行ったものであり、遮水工の四重化や破損検知システムの導入など高い安全性と信頼性を確保しています。

### ●旧RD 最終処分場問題対策の推進

〈最終処分場特別対策室〉

(株)アール・ディエンジニアリング(平成18年度に破産)が栗東市小野に設置した産業廃棄物最終処分場跡地において、産業廃棄物の不適正処理に起因して周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等が生じている問題について、必要な調査を行うとともに、行政代執行により対策工事を進めるなど、解決に向けた取組を行っています。

現在は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく国の財政支援を受けて、平成25年度から平成32年度までの計画により、本格的な対策工事となる二次対策工事をしています。

平成28年度は、引き続き周辺自治会と情報共有、意見交換を図りながら、二次対策工事の計画に従って、図に示したA工区の地下水汚染拡散防止対策(底面遮水工)を完了するとともに、B・C工区等でも着実に工事を実施します。

また、浸透水の周辺地下水への影響を把握し、住民の理解を得るため、モニタリング調査を継続的に実施するとともに報道発表やホームページ掲載により公表していきます。

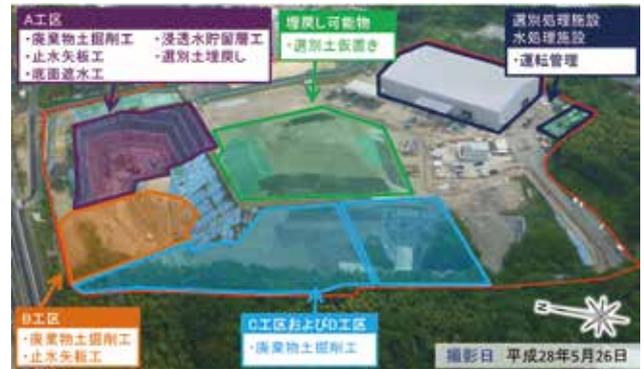


図 平成28年度二次対策工事施工箇所

## 環境美化の推進

〈循環社会推進課〉

### ●散在性ごみ対策の推進

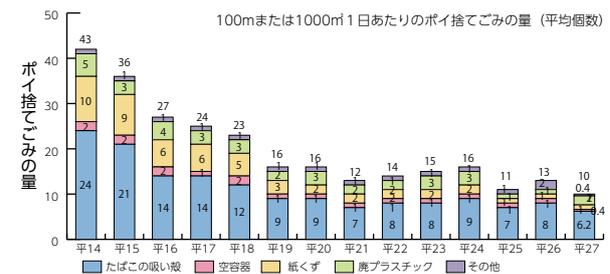
散在性ごみとは、ポイ捨てなどにより散在している空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻などのごみのことです。

散在性ごみの多くが、道路上に散乱するだけでなく、河川を通じて琵琶湖に流れ込み、湖辺のごみとなって景観を損なうなど、琵琶湖にも少なからず影響を及ぼしています。

このため、平成4年(1992年)に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、環境美化監視員による監視・啓発などの活動に取り組んでいます。

また、「環境美化の日」(5月30日、7月1日、12月1日)を中心に県民総参加による環境美化運動を展開しています。

### ◆散在性ごみの定点観測調査結果の推移



平成27年度 ごみ減量化と環境美化に関するポスター(最優秀賞) 前川 紗里奈さん(守山市立守山中学校3年)

# 滋賀県庁環境マネジメントシステム

滋賀県庁では、環境保全に関する取組を推進するための組織内の体制・手続きなどの仕組みとして、これまでISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用し、外部審査機関による認証を取得してきましたが、平成22年(2010年)3月の認証登録期限を契機に、県独自の新しい環境マネジメントシステムを構築し、平成23年(2011年)2月より運用しています。

## 新しい滋賀県庁環境マネジメントシステムの概要

### ● システムの特徴

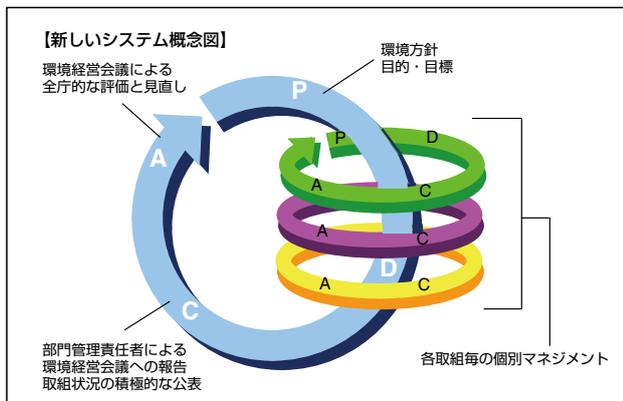
〈環境政策課〉

ISO14001に基づくシステムで構築したノウハウを活用しつつ、県の事務事業の流れに合わせた仕組みとすることで、事務の効率化を図っています。

その特徴として、環境方針に基づく各取組(個別計画・指針など)の所管部局に部門管理責任者を設置し、その取組に応じた推進体制とPDCAサイクルに基づく進捗管理を行っています。

主に以下の5つの部門に分けて推進しています。

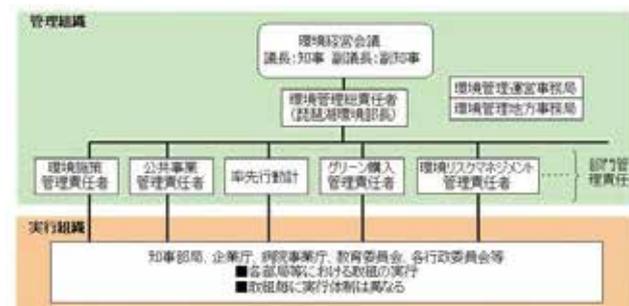
- 総合的な環境保全施策の推進
- 事業活動における積極的な環境配慮の実施
- 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進
  - ・グリーン購入の推進
  - ・省エネ、省資源等の推進
- 環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止



### ● 滋賀県環境経営会議

各取組を統括管理するため、知事を議長とする「滋賀県環境経営会議」を設置しています。この会議で各部門管理責任者がその取組状況を報告し、県庁全体の評価および見直しを行っています。

#### ◆ 推進体制図



## 環境方針

### ● 基本理念

〈環境政策課〉

環境に関わる取組を、継続的な改善をとおして充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献することとしています。

### ● 基本方針

〈環境政策課〉

基本理念の実現のために、平成27年度は次に掲げる大きく5つの基本方針に沿って目的および目標などを定めて、全ての職員の参加の下、実行しました。また、その結果を検証するとともに必要な見直しを行い、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っています。

#### 1. 総合的な環境保全施策の推進

〈環境政策課〉

第四次滋賀県環境総合計画に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、毎年度、本計画に掲げる各基本目標の現状評価等を行います。

この結果は、環境審議会(環境企画部会)に報告するとともに、本書により公表しています(2ページ参照)。

#### 2. 事業活動における積極的な環境配慮の実施

##### ■ 公共事業における環境配慮の実施

〈監理課、耕地課、建築課〉

計画、設計、施工などの各段階において、「人と自然の共生」、「快適な環境の創造」、「省エネルギー・循環型社会の推進」の3つの環境要素毎に、チェックリストに基づき具体的な行動に取り組むことにより、公共事業の実施に伴う環境負荷の低減に努めています。

##### ■ 生物環境アドバイザー制度

〈監理課〉

「人と自然にやさしい建設工事」を実現する施策として、平成6年度に「滋賀県生物環境アドバイザー制度」を設け、生物環境などの専門家の指導助言を受けながら公共施設の計画策定や工事を実施しています。

これまでに延べ480箇所(平成6年度から平成27年度まで)で制度を適用し、貴重植物の移植、魚やホテルなどへの配慮、けもの道の設置などを行いました。

##### ■ 建設リサイクルの推進

〈監理課〉

公共工事において、計画・設計段階から建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の発生抑制、再使用、再生利用に努めています。

平成26年度の建設副産物の再資源化率は90%以上であり、引き続き建設リサイクルの推進に努めます。

### 3. 環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進

#### ■グリーン購入基本方針 〈循環社会推進課〉

グリーン購入は、環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入することにより、環境に配慮した企業活動を支持、促進することで、持続可能な社会システムの構築に重要な役割を担っています。

本県では平成6年（1994年）から全国に先駆けてグリーン購入を率先して実行しています。さらに、平成14年（2002年）には「グリーン購入法」の施行を踏まえ、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定め、県のあらゆる分野でのグリーン購入を目指しています。

また、納入事業者などへ協力を要請するとともに、県民や事業者の取組を支援するなど、県内のグリーン購入の普及促進に取り組んでいます。

#### ■環境にやさしい県庁率先行動計画 〈温暖化対策課〉

地域最大規模の事業者であり、消費者でもある県自らが環境への負荷を低減する取組を率先して実行するため、「環境にやさしい県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)」の取組を環境マネジメントシステムの環境方針に位置づけ、推進しています。グリーン・オフィス滋賀では全職員の参加の下に庁舎管理や事務活動の省エネルギー、省CO<sub>2</sub>、省資源、グリーン購入の推進などの取組を行い、環境負荷の低減を図っています。

以下にこれまでの取組の実績を示します。

#### ◆省エネルギーの推進

##### ①温室効果ガス排出量の実績

温室効果ガスの排出量について、平成21年度を基準年として平成27年度までに9%削減することを目標として取り組みました。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	対H21年度比
事業用電力 排出量(t-CO2)	40,372	43,584	55,181	60,104	63,257	62,124	61,198	51.6 %
事業用ガス 排出量(t-CO2当量)	40,372	41,391	40,161	39,824	39,297	38,262	37,005	-9.3 %

(注) 電気の排出係数を平成21年度調整後排出係数で固定した場合。

温室効果ガス排出量は達成しなかったものの、電気の排出係数を基準年度に固定した場合は減少傾向の中、目標に対して9割超の到達率でした。

##### ②エネルギーの使用実績

エネルギー使用量、公用車燃料使用量および水道の使用量については、平成21年度を基準年として平成27年度までに9%削減することを目標に取り組みました。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	対H21年度比
エネルギー総消費量(kJ)	1,222,400	1,254,500	1,223,000	1,195,270	1,194,857	1,156,646	1,119,925	-8.4 %
電力(kWh)	99,229,129	107,430,405	97,793,257	90,573,566	95,532,149	93,644,904	92,139,172	-7.1 %
都市ガス(m <sup>3</sup> )	3,679,995	4,137,282	4,072,442	3,560,070	3,851,979	3,623,441	3,304,549	-10.2 %
液化石油ガス(t)	327	323	330	331	322	322	294	-10.2 %
灯油(t)	563,276	505,633	515,292	536,153	491,258	516,966	411,203	-26.9 %
重油(t)	676,474	648,264	655,255	654,797	610,750	611,583	576,610	-14.8 %
ガソリン(t)	384,598	395,551	389,778	384,427	387,152	382,700	368,537	-4.2 %
軽油(t)	80,374	74,692	65,180	62,542	64,951	57,592	55,504	-30.6 %
公用車燃料 消費量(t)	404,939	421,351	413,201	405,924	399,757	397,911	381,425	-5.8 %

エネルギー使用量や公用車燃料使用量は達成しなかったものの、減少傾向の中、目標に対して9割超の到達率でした。

#### ◆省資源、リサイクルの推進・ごみの減量化

##### ①用紙の使用量の削減

PPC用紙（普通紙）購入量について、平成21年度を基準年として、平成27年度までに基準値以下にすることを目標に取り組みました。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	対H21年度比
PPC用紙 購入量(千枚)	93,870	99,212	104,035	108,889	115,603	119,423	121,807	29.8 %
プリンタ アカウント数	20,147	20,489	21,001	22,372	23,681	24,935	25,437	25.3 %

PPC用紙購入量は目標を達成せず、基準年度より増加しました。

##### ②可燃ごみの排出量

可燃ごみの排出量は、平成21年度を基準年として平成27年度までに9%削減することを目標に取り組みました。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	対H21年度比
可燃ごみ(t)	543.1	506.0	535.4	553.3	585.0	581.9	560.2	3.2 %
古紙等 リサイクル量(t)	546.6	525.4	537.2	538.7	522.6	494.4	497.4	-9.0 %

可燃ごみは目標を達成せず、基準年度より増加しました。

### 4. 環境法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止

〈環境政策課〉

県有施設における環境法令等の順守および環境汚染の未然防止を確実なものとするため、環境リスクマネジメント管理責任者のもと、環境管理を実施しています。

### 5. 職員の環境保全行動の推進

〈環境政策課〉

環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」として捉え、実践・行動できる人材を育成し、地域づくりに貢献するため、職員に対する環境保全に関する啓発活動を実施しています。

## 事業の進捗状況

「第四次滋賀県環境総合計画（以下「環境総合計画」といいます。）」は、滋賀県環境学習推進計画や滋賀県低炭素社会づくり推進計画など、滋賀県の環境に係る各分野別計画に基本的方向性を付与するものです。

同時に環境総合計画は、県政を総合的に推進する指針である「滋賀県基本構想（以下「基本構想」といいます。）」の環境分野を担っており、環境総合計画に関連する事業は、基本構想の7つの重点政策の一つである「4. 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」に位置付けられています（全56事業）。

このことから、環境総合計画の事業の進捗を示すものとして、以下に基本構想「4. 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の「平成30年度の目標とする指標」および関連する事業（抜粋）の進捗状況を掲載します。

※元データ「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略実施計画進捗状況」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/ginkogensho/files/h27zissikeikakusintyokuzyoukyou.pdf>

### ○滋賀県基本構想「4. 琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」の進捗状況

#### ◆平成30年度（2018年度）の目標とする指標

	策定時 (H25年度)	基準 H26年度	実績 H27年度	H30年度 (目標)	H27達成率 (達成度)
○琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く)	879トン (速報値)	880トン (確定値)	979トン (速報値)	→ 1,400トン	19.0%
○琵琶湖水質に関する新たな指標の導入	—	懇話会の設置	懇話会・審議会 での検討	→ 新たな指標の導入	目標達成に 向けて着手
○再生可能エネルギーの発電導入量(再掲)	22.2万 kW	37.9万 kW	51.8万 kW	→ 47.2万 kW	100%
○低炭素社会づくり学習講座の受講者数	3,244人	—	3,506人	→ 15,000人	23.4%
○環境保全行動実施率	67% (H26)	67%	81%	→ 73%	100%

#### ◆環境総合計画の基本目標に関連する事業の進捗状況

事業概要	事業目標	平成27年度		A: 目標達成 B: 目標未達成	総合計画の 基本目標
		年次計画	年次実績		
<b>ウッドスタート支援事業</b> 市町が実施する新生児や乳幼児に木の玩具や食器をプレゼントする事業に対して支援する。	新生児や乳幼児を対象とする森林環境学習(木育)推進のための市町支援 14市町(H27～H30累計)	市町の取組への支援		A	I
		2市町	2市町		
<b>ウッドジョブ体感事業</b> 「やまのこ」学習を経験した生徒に対して市町が実施する林業職場の体験の場を提供する事業に対して支援する。	林業職場体験 実施中学校数 18校(H27～H30累計)	林業職場体験実施中学校数		A	I
		4校	4校		
<b>体系的な環境学習推進事業</b> 環境学習の体系的・総合的な推進を図るため、「滋賀県環境学習推進計画」の改定を行うとともに、幼児の自然体験型環境学習や小学校等におけるエコ・スクールの実践支援などを行う。	エコ・スクール認定校数 100校(H27～H31累計)	小中高等学校におけるエコ・スクールの実践		B	I
		認定校 20校	認定校 15校		
		幼児の自然体験型環境学習実践学習会の開催 25回(H27～H31累計) 参加園数 25園(毎年)	県内幼稚園、保育園等の保育者に対する「幼児の自然体験型環境学習実践学習会」の実施		
		5回(25園参加)	5回(27園参加)	(事業の評価・課題等) ○エコ・スクール事業は、総合学習の時間の削減等から環境学習の時間の確保が難しくなっていることもあり、認定校数は想定を下回る結果となった。今後、募集や支援内容の決定を教育委員会と共同で行うなどの連携を強化する。 ○幼児の自然体験型環境学習は、保育の現場に加え家庭へも学習を広げるため保護者参観等との組合せを進めた結果、43名の受講者にに加え、約100名の保護者に学習会の参観をいただいた。	
<b>環境学習センター拠点機能強化事業</b> 環境学習の拠点である琵琶湖博物館環境学習センターの機能充実を図る。	環境学習活動者交流会の開催回数 4回(H27～H30累計)	環境学習活動者交流会の開催		A	I
		1回	1回		
		県内の環境学習活動の訪問・取材件数 360件(H27～H30累計)		A	
		90件	138件		

事業概要	事業目標	平成27年度		A: 目標達成	総合計画の 基本目標
		年次計画	年次実績	B: 目標未達成	
<b>びわ湖国際環境ビジネス人材育成事業</b> 滋賀・京都等の大学に在籍しているアジアの留学生を対象に、琵琶湖での水環境保全の取組や知見を活用し、環境ビジネス推進に向けた人材育成研修を実施する。	研修参加者数 20人	留学生向けの研修の実施		B	I
		研修参加者数 20人	研修参加者数 10人		
(事業の評価・課題等) ○大学へのヒアリングをもとに、留学生が参加しやすい時期を検討し開講したが、授業の無い期間は一時帰国する学生も多い等の影響もあり、目標参加者数には達しなかった。 ○一方で、参加者からは、琵琶湖の価値や環境保全の取組、独自の文化、企業訪問や地域活動の視察、湖上体験を含む研修内容に、「琵琶湖を取り巻く環境への理解が深まった」「帰国せず、滋賀で働くことも検討したい」等の声があった。 ○また、すべての参加者が、「滋賀ならではの文化や環境技術を学ぶ、新しいネットワークづくり、将来の働き方の参考とする」という目標を達成できたと評価した。					
<b>新琵琶湖博物館創造推進事業</b> 博物館のリニューアルを契機として、博物館利用者の拡大と定着を図るため、多様な主体と連携した効果的な認知度向上の取組を推進する。	「新琵琶湖博物館フェスティバル」の開催 イベントへの参画企業・団体数 16 (H27～H30累計)	(仮称)「新琵琶湖博物館フェスティバル」の開催 第1期リニューアルイベント イベントへの参画企業・団体数3		A	I
	県民参加型展示「私の琵琶湖自慢」の実施 写真応募点数100点	県民参加型展示 (仮称)「私の琵琶湖自慢」の実施 県民参加型展示の実施 写真応募数100点		A	
	新琵琶湖博物館「(新) サテライトミュージアム」の実施 16か所(H27～H30累計)	新琵琶湖博物館「(新) サテライトミュージアム」の実施 関西圏を中心に実施(目標:4か所)		A	
	広報・メディア戦略の展開 関西圏での博物館の知名度 50%	広報・メディア戦略の展開 広報戦略企画提案コンベンツの実施 博物館の知名度 20%		A	
	企業連携の積極的な推進 寄付金15,000万円 (H27～H31累計)	企業連携の推進 企業からの寄付金の獲得、法人会員登録の推進等 寄付金3,000万円		A	
	会員制度「倶楽部 LBM」の創設 会員数累計 18,000人	会員制度「倶楽部 LBM」の創設 会員募集・登録 会員数3,000人		B	
	(事業の評価・課題等) ○企業のCSR活動を発信するなど、企業・団体の参画により博物館活動と企業等との連携を図ることができた。 ○写真の応募数は目標を達成しているが、特定の方からの投稿が多く、拡がりという点で課題があった。 ○会員限定イベントの実施など会員特典のPRにより入会を促すとともに、観察会やセミナー参加者に積極的な周知を行い、会員獲得につなげていきたい。 ○博物館の知名度については、現在、広報戦略を進めており、効果を測定するのにふさわしい時期として、リニューアル実施翌年度(平成29年度・31年度・33年度)に調査を行う予定。				
<b>在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究[琵琶湖環境研究推進機構]</b> 琵琶湖流域における喫緊の課題である「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関と連携し、水系のつながり(森・川・里・湖)の視点から、その分断による底質環境への影響評価や在来魚介類の分布・移動との関係把握を進めるとともに、餌環境のつながりの視点から、琵琶湖での生物生産力の評価を行い、在来魚介類の減少要因の解明とにぎわい復活に向けた政策提案を行う。	在来魚介類のにぎわい復活に向けた「生息環境の再生」、「餌環境の再生」についての総合解析・要因解明を行い、施策提案としてとりまとめた上、H29以降の施策化を目指す。	連携研究の推進 生息環境の現況把握・評価(底質、沿岸帯、森林・河川、水田・内湖) 新たな調査結果を得て、現況把握が深まった。研究の進捗については、機構本部会議において確認、共有した。		A	II
		餌環境の現況把握・評価(栄養塩～動植物プランクトン～魚介類) 外部知見との交流		A	
		研究会等 2回	研究報告会等 4回		
<b>水草刈取事業</b> 夏季の水草異常繁茂による航行障害や悪臭などの生活環境への悪影響を軽減するため、緊急性及び公共性の高い箇所の表層刈取りを実施する。	生活環境への悪影響を軽減するため、緊急性及び公共性の高い箇所の表層刈取り 6,200トン(H27～H31累計)	表層刈取り 重量 960トン		A	II
		根こそぎ除去 面積 300ha		A	II
<b>水草除去事業</b> 水草の異常繁茂による湖流の停滞、湖底の泥化など自然環境や生態系への悪影響を改善するため、南湖の水草の根こそぎ除去を実施する。	自然環境や生態系への悪影響を改善するための根こそぎ除去 1,550ha(H27～H31累計)	根こそぎ除去 面積 300ha		A	II

事業概要	事業目標	平成27年度		A: 目標達成 B: 目標未達成	総合計画の 基本目標
		年次計画	年次実績		
<b>汚水処理分野における技術協力プロジェクト</b> 「JICA 草の根技術協力事業」と連携して、中国湖南省に対し汚水処理に係る技術援助と普及啓発を行うとともに、ベトナム国クアンニン省に対し技術協力をを行うことにより、本県の汚水処理技術の継承・発展および県内企業の海外展開の足掛かりとなることを目指す。	JICA 事業等と連携し、中国湖南省およびベトナム国クアンニン省の水環境ビジネス関連情報の発信の実施  JICA 事業評価報告会1回(H27)  現地調査、現地ワークショップ、JICA 事業報告会 各1回(H27～H30)  ビジネスセミナー 4回(H27～H30累計)	水環境ビジネス展開支援のための情報発信		A	II
		JICA 事業評価報告会・セミナー(湖南省にて各1回開催)	JICA 事業評価報告会・セミナー(湖南省にて各1回開催)		
<b>マザーレイクフォーラム推進事業</b> 多様な主体が思いと課題を共有し、団体・地域・分野を超えたつながりを育むとともに、マザーレイク21計画の進行管理および評価・提言を行う場となるマザーレイクフォーラムを推進する。	マザーレイクフォーラムへの参加団体数 累計260団体  参考 H26までの累計174団体	マザーレイクフォーラムへの参加		A	II
		累計 180団体	累計 198団体		
<b>早崎内湖再生事業</b> 早崎内湖再生事業の推進に必要な築堤箇所の実施設計、排水ポンプ設備工事等を実施する。 (地域特性)湖北	早崎内湖の再生のための排水ポンプ設備、内湖建設工事の実施	排水ポンプ設備および内湖建設工事の実施		B	II
		築堤箇所実施設計 工事(排水ポンプ設備)	築堤箇所実施設計(一部繰越し) 工事(一部繰越し)(排水ポンプ設備)		
<b>取り戻そう! 南湖のホンモロコ復活プロジェクト</b> 南湖において水草を刈り取り、生息環境の改善および魚の移動経路の回復を図るとともに、種苗放流を実施してホンモロコ資源の増産を図る。	南湖のホンモロコ資源の増産  下笠ヨシ帯沖の耕耘 150ha(毎年同水域) ホンモロコ標識種苗の放流(20mm 種苗) 400万尾(H27～H30累計)	下笠ヨシ帯沖の湖底耕耘		A	II
		面積 150ha	面積 150ha		
<b>外来魚産卵期集中捕獲事業</b> 南湖や西の湖において、電気ショッカーボートによりオオクチバス親魚を集中的に捕獲するとともに、その効果調査を実施する。	外来魚の集中的な捕獲  外来魚の捕獲 50トン(H27～H31累計)	電気ショッカーボートによる外来魚の捕獲		B	II
		10トン	5.6トン		
<b>外来魚駆除の促進</b> 外来魚捕獲にかかる経費を補助する。 (関連事業) ・外来魚駆除促進対策事業 ・外来魚駆除フォローアップ事業	外来魚の積極的な駆除による生息量の低減  外来魚の捕獲 1,175トン(H27～H31累計) 外来魚稚魚の捕獲 3,000万尾(H27～H31累計)	既存漁法を用いた外来魚の捕獲		B	II
		235トン	146トン		
<b>水源林保全対策事業</b> 平成16年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりを推進してきたが、深刻化する鳥獣害や他道県で判明した目的不明な水源林の取得など、新たな課題に直面しており、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐために、これらの課題に的確に対応する水源林保全のための取組を行う。	水源林地域内における林地取引の事前届出制度の定着  水源林を保全するため「水源林保全巡視員」配置による巡視活動 年間延べ700日  水源林保全の意識や気運を醸成するための森林生態系サービスの評価と県民への情報発信	制度説明会の開催		A	II
		説明会の開催 制度定着	説明会の開催7回		
<b>水源林保全対策事業</b> 平成16年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりを推進してきたが、深刻化する鳥獣害や他道県で判明した目的不明な水源林の取得など、新たな課題に直面しており、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐために、これらの課題に的確に対応する水源林保全のための取組を行う。	水源林を保全するため「水源林保全巡視員」配置による巡視活動 年間延べ700日  水源林保全の意識や気運を醸成するための森林生態系サービスの評価と県民への情報発信	水源林保全に必要な巡視活動の実施		B	II
		巡視活動 延べ700日	659日		
<b>水源林保全対策事業</b> 平成16年に琵琶湖森林づくり条例を制定し、森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりを推進してきたが、深刻化する鳥獣害や他道県で判明した目的不明な水源林の取得など、新たな課題に直面しており、琵琶湖の水源林を健全な姿で未来に引き継ぐために、これらの課題に的確に対応する水源林保全のための取組を行う。	水源林を保全するため「水源林保全巡視員」配置による巡視活動 年間延べ700日  水源林保全の意識や気運を醸成するための森林生態系サービスの評価と県民への情報発信	水源林の公的機能評価・情報発信		A	II
		水源林公的機能の評価	仮想評価法(CVM)による評価を実施		
		(事業の評価・課題等) ○水源林地域内における林地取引の事前届出制度については、7回の説明会をはじめ啓発品の配布等により制度の周知を行った。今後も引き続き、制度周知に取り組んでいきたい。 ○水源林保全巡視員については病気等諸般の事情により2事務所まで年度途中で巡視員の交代があり、目標日数には達しなかったが、巡視員の活動により林地開発の違反をいち早く発見し、関係各課の連携による迅速な対応に繋がった。 ○琵琶湖を取り巻く水源林の機能評価については評価結果を考察のうえ、効果的な情報発信を行う必要がある。			